

八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合障がい者活躍推進計画

令和2年4月1日

機関名	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合
任命権者	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合理事会代表理事
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合における障がい者雇用に関する課題	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合は、職員総数が19人の小規模な機関であり、市長部局で採用された職員の兼務により運営しているため、職員の募集・採用は行っていない。 市長部局における職員の高齢化に伴い、中途採用として、障がい者の採用も見込まれ、身体障がい者等となる職員が在籍する可能性もあるが、これまで障がい者が在籍した事例はなく、組織的な体制整備は特段行っていない。
目 標	
採用に関する目標	障がい者雇用の促進に関する理解を促進する。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者雇用推進者として、八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合事務局主任を選任する。（※ 令和2年4月1日選任） ○ 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員が配置となった場合、障害者雇用推進者が相談窓口となり対応する。 ○ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員が身体障がい等により従来の業務遂行が困難となり、当該職員から相談があった場合は、障害者雇用推進者が相談に応じつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○ 必要な措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。 ○ 計画に関する各公表内容等において、在籍する障がい者の内容が含まれる場合については、小規模な機関で個人が特定される可能性があるため、事前に本人と相談・検討した上で行う。

※ 「害」の表記については、法令等の名称及び法令等で定められている用語などで漢字表記が使用されている場合又は機関、団体等の固有名詞が漢字表記となっている場合を除き、原則として「ひらがな」で記載しています。